

# 民間活力による消費喚起応援事業 実施要領

## 1. 事業の目的

「新型コロナウイルス感染症」の影響が長期化している状況を鑑み、市民の消費喚起による事業者団体及び商店街組織等の支援を促進するため、当該団体が実施する販売促進事業、消費喚起事業等を対象として、事業費の一部を補助する。

## 2. 補助対象者

次のいずれかに該当する市内に事務所を有する団体

### (1) 商店街組織等

商店街組織（法人又は規約等の定めがある任意の商店街組織）、商店街組織を含む連合組織、商工会議所、商工会、その他商店地域（商店街、飲食店街など小売業やサービス業を営む者の店舗等が中心となって街区を形成している場所であって、構成する店舗の多くが中小企業者・小規模事業者であるものをいう。以下同じ）における消費促進に取り組む団体

### (2) 事業者団体

同一又は類似の業種を営む事業者で構成する団体で、法人格を有するもの

## 3. 補助対象事業

(1) 商店街組織等が商店地域において、商店地域への人の流れを生み出し、店舗での消費を促進する事業であって、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止に配慮して実施する以下の事業

- ・集客力向上事業（抽選会、朝市等のイベント、イルミネーション等）
- ・販売促進事業（共同セール、ポイント事業等）
- ・市が発行するプレミアム付き商品券を活用した消費喚起事業
- ・その他商店地域における消費喚起を促進すると認められる事業

(2) 事業者団体の目的の範囲内で実施する当該団体の構成員の事業の生産性の向上を図る事業であって、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止に配慮して実施する以下の事業

- ・販売促進事業（共同セール、ポイント事業等）
- ・市が発行するプレミアム付き商品券を活用した消費喚起事業
- ・割引キャンペーン
- ・その他当該団体の構成員の生産性の向上に資すると認められる事業

## 4. 補助対象経費

① 広告費

「チラシ・ポスター印刷費」、「ホームページ作成費用（イベント告知に限る。）」、「新聞・ラジオ・テレビによる広告費」、「看板作成・設置費」及び広告諸経費（10%以内）

② 会場費

「会場借上料」、「会場設営・撤去費」、「警備費」及び諸経費（10%以内）

③ 謝金

「司会、タレント等の出演料・旅費・宿泊費」及び諸経費（10%以内）

④ 人件費

イベント等のために臨時的に雇用するアルバイト等の人件費

⑤ 景品費

景品表示法の制限の範囲内

⑥ 割引相当額

⑦ 感染防止対策経費

マスク、消毒液、パネル等の購入費、注意喚起の看板設置費等

⑧ その他市長が必要と認める経費

## 5. 補助率及び補助上限額

① 補助率

補助対象経費（消費税抜）の3分の2以内

ただし、割引キャンペーンを行う場合は、割引額（割引率の上限は、50%以内）を補助額とする。

② 補助限度額

商店街組織等が実施する事業にあつては100万円、事業者団体が実施する事業にあつては500万円

## 6. 事業期間

令和3年5月18日（火）から令和4年1月10日（月）まで

※**交付決定日**以前に行った発注、契約、支払いは補助対象外となります。

## 7. 申請手続等

(1) 申請期間

令和3年5月18日（火）から令和3年10月29日（金）まで

(2) 提出書類

① 補助金等交付申請書

② 事業計画書

※割引キャンペーンを実施する場合は、割引額（実績）を客観的に証明する

方法を記載すること。

- ③収支予算書（様式第1号）
- ④暴力団等との関係に係る誓約書
- ⑤役員等名簿

## 8. 審査・交付決定

- ・申請内容を審査し、交付決定を行います。

## 9. 事業報告・補助金の支払い

### (1) 事業報告

補助対象事業が完了したときは、以下の書類を市に提出し、事業報告を行ってください。

- ①補助事業実績報告書 ②収支計算書（様式第2号）
- ③補助対象経費の領収書等

### (2) 補助金の支払い

補助金の支払いは、確定払により行います。なお、補助事業を確定払により実施することが困難である場合は、市と協議のうえ、概算払も可能とします。

## 10. 補助金交付決定の取消し等

- ・次のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消します。
  - ①偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
  - ②補助金の交付を受ける者としての信用を失する行為を行ったとき。
  - ③補助金の請求時において、支援要件を満たさなくなったとき。
- ・補助金の交付の決定を取り消された場合において、既に補助金が交付されているときは、補助金の返還を求めます。